

通所型サービス資料 1

平成28年7月20・21・22日
午後6時30分から8時まで
府中市総合事業意見交換会
府中市福祉保健部高齢者支援課

通所型サービスについて（案）

1 概要

類型	現行に相当するサービス	緩和した基準によるサービス
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○機能訓練指導員の指導を伴うサービス ○入浴を伴うサービス 	機能訓練指導員の指導によらない運動、体操、レクリエーション、趣味活動等のみのサービス
主な提供者	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の機能訓練指導員等	介護職員等
対象者	<p>○機能訓練指導員による機能訓練（運動や体操、レクリエーション、趣味活動などを通じたものでも可）を要する方</p> <p>○介助や、常時介助できる状態で行う見守りなどを要する方</p> <p>○心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮をもって行うサービスを要する方</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士による歩行訓練を行う方 ・作業療法士による趣味活動を行う方 ・移動や食事、排泄、入浴などについて、介助や側での見守りが必要な方 ・精神疾患を持つ方 ・認知機能の低下が疑われる方 ・退院直後で状態が変化しやすい方 	<p>運動、体操、レクリエーション、趣味活動等のサービスを要する方</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体を動かすために運動や体操を行う方 ・レクリエーションや趣味活動を通じて社会参加・交流を行う方

2 基準に関する補足（基準案については資料2参照）

通所介護、現行に相当するサービス、緩和した基準によるサービスを一体的に実施する場合の人員及び設備の基準は次のとおり。

○人員について

パターンと基準	例
<p><u>通所介護+現行に相当するサービス</u></p> <p>専従要件を満たしているのみなし、利用者を含めた数で介護給付の基準を満たす。</p>	<p>・通所介護利用者 12人 ・現行に相当するサービス利用者 9人 ・緩和した基準によるサービス利用者 6人</p> <p>・管理者 1人以上 ・生活相談員 1人以上 ・看護職員 1人以上 ・機能訓練指導員 1人以上 ・介護職員 $(12 + 9 - 15) \div 5 + 1 = 2$ 2人以上</p>
<p><u>通所介護+緩和した基準によるサービス</u></p> <p>専従要件を満たしているのみなし、①利用者を含めた数で介護給付の基準を満たす。または、②通所介護利用者の処遇に影響を与えないことを前提に、通所介護利用者で介護給付の基準を満たし、緩和した基準によるサービス利用者で緩和した基準を満たす。</p>	<p>・管理者 1人以上 ・生活相談員 1人以上 ・看護職員 1人以上 ・機能訓練指導員 1人以上 ・介護職員</p> <p>① $(12 + 6 - 15) \div 5 + 1 = 1$ 6人以上 ② $\underline{1} + \underline{1} = 2$ 0人以上</p>
<p><u>通所介護+現行に相当するサービス+緩和した基準によるサービス</u></p> <p>専従要件を満たしているのみなし、①利用者を含めた数で介護給付の基準を満たす。または、②通所介護利用者と現行に相当するサービス利用者の処遇に影響を与えないことを前提に、通所介護利用者と現行に相当するサービス利用者で介護給付の基準を満たし、緩和した基準によるサービス利用者で緩和した基準を満たす。</p>	<p>・管理者 1人以上 ・生活相談員 1人以上 ・看護職員 1人以上 ・機能訓練指導員 1人以上 ・介護職員</p> <p>① $(12 + 9 + 6 - 15) \div 5 + 1 = 3$ 4人以上 ② $(\underline{12} + \underline{9} - \underline{15}) \div 5 + \underline{1} + \underline{1} = 3$ 2人以上</p>

○設備について

利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。

【例】 通所介護利用者12人、現行に相当するサービス利用者9人、緩和した基準によるサービス利用者6人の場合

- ・ 食堂及び機能訓練室 $3 \times (12 + 9 + 6) = 81 \text{ m}^2$ 以上
- ・ 静養室、相談室、事務室
- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- ・ 提供に必要なその他の設備及び備品等

3 単価に関する補足（単価案については資料2参照）

○短時間の利用について

緩和した基準によるサービスについて、3時間未満の短時間利用する場合を想定し、その場合に請求することができるサービスコード・単位数を設定する。

短時間は、2時間以上3時間未満を想定している。

○送迎加算について

緩和した基準によるサービスについて、送迎が不要な利用者を想定し、送迎を実施した場合に算定することができる送迎加算を設定する。

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など送迎を実施していない場合には算定しない。

通所型サービス資料 2

平成28年7月20・21・22日
 午後6時30分から8時まで
 府中市総合事業意見交換会
 府中市福祉保健部高齢者支援課

通所型サービス基準・単価表（案）

		現行に相当するサービス	緩和した基準によるサービス
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※兼務可 ・生活相談員 専従1人以上 ・看護職員 専従1人以上 ・介護職員 利用者15人以下 専従1人以上 15人超 利用者1人に専従0.2人以上 ・機能訓練指導員 1人以上 ※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※兼務可 ・生活相談員 専従1人以上 ・介護職員 利用者15人以下 専従1人以上 15人超 利用者1人に専従0.2人以上
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・提供に必要なその他の設備及び備品等 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・提供に必要なその他の設備及び備品等
	運営等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の受領 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 } ・個別サービス計画の作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の受領 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 } ・個別サービス計画の作成等
単価	単位数	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービス費 （事業対象者・要支援1） 1,647 単位/月 （事業対象者・要支援2） 3,377 単位/月 ・若年性認知症利用者受入加算 240 単位/月 ・生活機能向上グループ活動加算 100 単位/月 ・運動器機能向上加算 225 単位/月 ・栄養改善加算 150 単位/月 ・口腔機能向上加算 150 単位/月 ・選択的サービス複数実施加算 480 単位/月 他 ・事業所評価加算 120 単位/月 ・サービス提供体制強化加算 72 単位/月 他 ・介護職員処遇改善加算 所定単位数の 40/1000 加算/月 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・市基準通所型サービス費 （事業対象者（週1回程度）・要支援1） 1,106 単位/月 （事業対象者（週1回程度）・要支援1・短時間） 1,054 単位/月 （事業対象者（週2回程度）・要支援2） 2,287 単位/月 （事業対象者（週2回程度）・要支援2・短時間） 2,194 単位/月 ・送迎加算 47 単位/片道 ・介護職員処遇改善加算 所定単位数の 40/1000 加算/月 他
	単位当たり単価	10.68円	10.68円